

施設等利用給付認定の申請について (私立幼稚園に通う阿久比町在住者向け)

1. 認定及び申請について

幼児教育・保育の無償化の対象児童となるには、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第30条の5第1項に基づく認定を受ける必要があるために申請が必要です。

2. 認定区分

新1号認定	満3歳以上で保育の必要性がない方
新2号認定	年少クラス以上で保育の必要性がある方
新3号認定	年少クラス未満で保育の必要性がある方（住民税非課税世帯のみ）

3. 認定条件（新2号・新3号認定の場合）

保育事由	内容										
就労	（共通）月60時間以上就労していること（休憩時間を除く実労働時間）										
家庭外労働	・ 同上										
自営業	・ 自営従事者は、保護者が事業の中心者または事業専従者であること ・ 専従者については事業主の確定申告書に記載があること（源泉徴収票を提出） ・ 中心者は1か月当たり2万円以上の売上有ること										
農業従事者	・ 保護者一人当たりの基準が次のいずれかであり、事業の中心者または事業専従者であること <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>田んぼ</td><td>40a 以上</td></tr> <tr> <td>普通畑</td><td>20a 以上</td></tr> <tr> <td>果樹園</td><td>30a 以上</td></tr> <tr> <td>施設園芸</td><td>100㎡以上</td></tr> <tr> <td>家畜</td><td>牛・豚の場合 10頭以上、鶏の場合 500羽以上</td></tr> </table> ・ 専従者については事業主の確定申告書に専従者の記載があること ・ 専従者は源泉徴収票を提出すること	田んぼ	40a 以上	普通畑	20a 以上	果樹園	30a 以上	施設園芸	100㎡以上	家畜	牛・豚の場合 10頭以上、鶏の場合 500羽以上
田んぼ	40a 以上										
普通畑	20a 以上										
果樹園	30a 以上										
施設園芸	100㎡以上										
家畜	牛・豚の場合 10頭以上、鶏の場合 500羽以上										
内職	・ 月2万円以上の賃金収入があること										
出産	・ 母親が妊娠中であるか、出産後間がない場合 ※母親の出産（予定）月を中心に前後2か月の範囲内で最長5か月間										
疾病等	・ 児童の保育ができないほどの疾病または心身に障害がある場合										
疾病等の介護・看護	・ 常時、病気や心身に障害のある親族（同居のみ）の看護・介護にあたっている場合										
災害の復旧	・ 火災・その他の災害の復旧にあたっている場合										
就学等	・ 学校教育法に規定する学校・専修学校等の教育施設に在学している、または職業訓練を受けている場合 ※在学証明書などの書類の提出が必要です。										
育児休業 （年少クラス以上のみ）	・ 育児休業中で、職場復帰予定がある場合（年少～年長クラスのみ）										
求職活動 （年少クラス以上のみ）	・ 求職活動を継続的に行っている場合 ※保育期間は最長で3か月（当該年度内に限る、1年に1回の利用です）										
その他	・ 上記以外で、明らかに児童の保育が必要と阿久比町が認める場合										

4. 添付資料について

- ・新1号認定の場合・・・添付資料は必要ありません
- ・新2号・新3号認定の場合・・・下記書類が必要です。

① 保育の必要な事由を証明する書類（全員）

両親それぞれの状況に応じた「保育の必要な事由を証明する書類」をご提出ください（別紙『必要書類（個別・追加書類）』参照）。

- ※ 就労証明書等の内容について、事業所に確認する場合があります。また就労予定や求職活動の理由で認定申請された方は、認定以降に再度、就労証明書（記入例）など「保育の必要な事由を証明する書類」を提出してください。その旨をあらかじめ事業所などに知らせておいてください。
- ※ 求職活動で申し込んだ方で3カ月以内に就業できない場合、就労予定で申し込みをされた方で就労実態が確認できない場合は、認定を取り消します。

② 非課税証明書（新3号認定で、住民税非課税世帯かつ前年度1月1日時点で町外にお住まいの方のみ）

認定申請年度の前年度の1月1日時点で、阿久比町に住民登録のなかった方（両親とも）は、認定申請時点で最新の「非課税証明書」が必要です。認定申請年度の前年度の1月1日時点で、住民登録のあった市区町村で取得して提出してください。

- ※ 保護者以外の同居親族の非課税証明書が必要となる場合があります。その場合は連絡しますので、後日提出をお願いします。

③ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る申立書（該当者のみ）

新2号・新3号認定を受けても保育所等（預かり保育を含む）の入所申し込みをしない場合「保育所等利用申し込み等の不実施に係る申立書」を提出してください。

5. 認定後の留意事項（新2号・新3号認定の場合）

認定内容に変更があった場合（退職等の保育理由がなくなった場合を含む）は、速やかに必要な手続きをしてください。

- ※ 必要な手続きがなかった場合は、遡って給付の返還を求める場合があります。

6. 現況届等の提出（新2号・新3号認定の場合）

入所後に年に一度、保育を必要とする事由を確認しています。

あらかじめご了承のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

阿久比町民生部子育て支援課幼児保育係

0569-48-1111（内線1123・1132）